

せたがや スタ研 ニュース

第 **40** 号
2004.1.31

発行 世田谷区商店街連合会スタンプ研究会
代表・田中省一
事務局 150-0002 渋谷区渋谷1-8-6
宮益坂STビル902 パルフレックス内
TEL 5774-6974 FAX 5774-6975
Eメール iwakiri@palflex.co.jp
編集 商店街情報センター
TEL 3674-7390 FAX 3674-7359
Eメール hhh-6216@mx.mesh.ne.jp

『スタ研ニュース・40号』紙面構成

4月から消費税制度が改定 / 講演・商店会等の
スタンプ事業に係わる消費税の取り扱い
NEWS & REPORT
スタ研からのお知らせなど

4月から消費税制度が改定

課税売り上げが1千万超の事業者は課税事業者に！

今年の4月から消費税（正確には国に納める「消費税」4%分と地方に納める「地方消費税」1%分）に分けられるが、以下、両方をまとめて消費税と略）の仕組みが一部変更される。ご存知の方も多いと思われるが、スタンプ・ポイントカード事業にも関係することなので、改めて変更のポイントを確認する。なお、税務署のスタンプ・ポイントカード事業への消費税課税状況は、全国一律とはいえないようだ（発行時全額課税をすることと手数料分だけに課税するところがある）。

また、昨年8月のスタ研全体会でスタンプ・ポイントカード事業の税務に詳しい貞光節生税理士からユニークな問題提起がなされたので合わせて紹介しよう。

【1】主な変更点

事業者免税点が1000万円超に
簡易課税適用売上高が5000万円以下に
総額表示の義務付け

消費税制度の主な変更点は、以下の3点。

1・事業者免税点の引き下げ

消費税の納税義務が免除される上限「免税点」が基準期間の課税売上高3000万円超から1000万円超に引き下げられる。

このため、従来は免税事業者だったスタンプ・ポイント（以下、スタンプと略）会のうち少なからぬ会が、課税事業者となり、申告・納税をしなければならなくなる。

2・簡易課税売上高の引き下げ

簡易課税制度を適用できる課税売

上高が2億円以下から5000万円以下に引き下げられる。

【2】スタンプ事業者としての留意点

1・適用は今年4月から
改定消費税法は今年（2004年）4月1日以降開始の課税期間から適用される。

課税事業者になった場合、個人事業者は05年12月決算分から、法人事業者は今年4月以降開始の事業年度から申告（3月決算なら05年3月決算から、2月決算なら06年2月決算から）。

2・課税事業者かどうかの確認

3・総額表示の義務付け
課税事業者が消費者に対して商品等の販売・役務の提供等を行う場合、取引価格には消費税額・込みの総額で表示することが義務付けられる。その場合、本体価格や消費税額は、表示しても、しなくても構わない。

もともと消費税の課税対象売り上げが3000万円を超していたところは、課税事業者になっているはずなので今回の改定ではあまり関係ないが、従来は免税事業者で、02年度（03年1月～12月のいずれかの月の決算）の課税売り上げが1000万円超の会は新たに課税事業者となる。

ここで問題になるのは、課税対象となる売り上げの定義。一般的には会から加盟店に発行する額の全額を

消費税の課税対象取引（表1）

「事業者が対価をもって行う国内取引」と「輸入取引」に限られる。

国内取引は、(1)国内で行う (2)事業者が事業として行う (3)対価を得て行う (4)資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供である、の4条件を満たした取引のうち、非課税取引以外の取引が課税対象となる。

不課税取引

消費税の取り扱い上、最初から課税取引の枠からはずれる取引（対象外取引）で課税対象外となる。

国外取引、事業として行われるものではない取引や反対給付として対価性を有しない取引がこれに該当する。

具体的には、商店会の賦課金、給与の支払い、寄付、国外での売買、生活用資産の譲渡、補償金・損害賠償金の支払いなど。

非課税取引（表2）

取引の性格から消費税を課税することになじまないものや社会政策的な配慮から消費税を課税されない取引のことを言う。具体的には、郵便切手・印紙などの譲渡、物品切手・商品券・プリペイドカードなどの譲渡、その他。

スタンプも、物品切手の一つとし、非課税取引とする議論もある。

表1 消費税の課税対象取引

事業者が行う取引	国内取引	資産の譲渡等	非課税取引	税務署に申告・納付
			免税取引（輸出取引等がゼロ税率の課税取引）	
			課税取引	
		資産の譲渡等に該当しない取引（不課税取引）		
	輸入取引		非課税取引	税関に申告・納付
			課税取引（課税貨物の引き取り）	
		国外で行われる取引（不課税取引）		

表2 非課税取引（国内取引）

非課税取引	税の性格から課税対象とすることになじまないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の譲渡、貸付等（貸付期間が1月未満のものを除く） 2. 社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など 3. 利子、保証料、保険料など 4. (1) 郵便切手、印紙などの譲渡 (2) 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 5. (1) 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など (2) 国際郵便為替、外国為替など
	社会政策的な配慮に基づくもの	<ol style="list-style-type: none"> 6. 社会保険医療など 7. (1) 介護保険法に基づく居宅サービスなど (2) 社会福祉事業など 8. お産費用など 9. 埋葬料、火葬料 10. 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付など 11. 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など 12. 教科用図書の譲渡 13. 住宅の貸付

課税売上高

消費税が課税される取引の売り上げ金額（消費税を除く）。厳密には、「消費税が課税される取引の売り上げ金額（消費税を除く）」と輸出取引等の免税売り上げの合計額から、これらの売り上げに係る売り上げ返品（消費税を除く）を控除した残額。

基準期間が課税事業者である場合は、税抜き売り上げ金額（税込課税売上高×100÷105）、免税事業者である場合は、税込売り上げ金額。

基準期間（表3）

個人事業者は課税年の2年前。適用開始は今年4月1日以降のため、05年1～12月の課税についての基準期間は03年1～12月となる。この間の課税売り上げが1000万円を超えていれば、05年1～12月の課税売り上げに対して、申告・納税をする（04年分の申告・納税は不要）。

法人事業者（3月決算の場合）は、02年4月～03年3月が基準期間となり、04年4月～05年3月の課税売り上げに対して申告・納税をする。

簡易課税

簡易課税は、実際に支払った消費税の額にかかわらず、課税売り上げ高だけから消費税を計算することができ、仕入等に係る消費税の事務手

数がかからない。課税売り上げが500万円以下のみの事業者が対象。5つの業種区分があり、業種ごとにみなし仕入率が異なる（表4）。

みなし仕入率が一番高いのは卸売業（第1種事業）の90%、次いで小売業（第2種事業）の80%（製造小売は第3種事業70%）など。複数区分にまたがる事業をしている場合は区分売り上げを管理して申告する。そうしないと最も低い仕入率の事業に統一される。

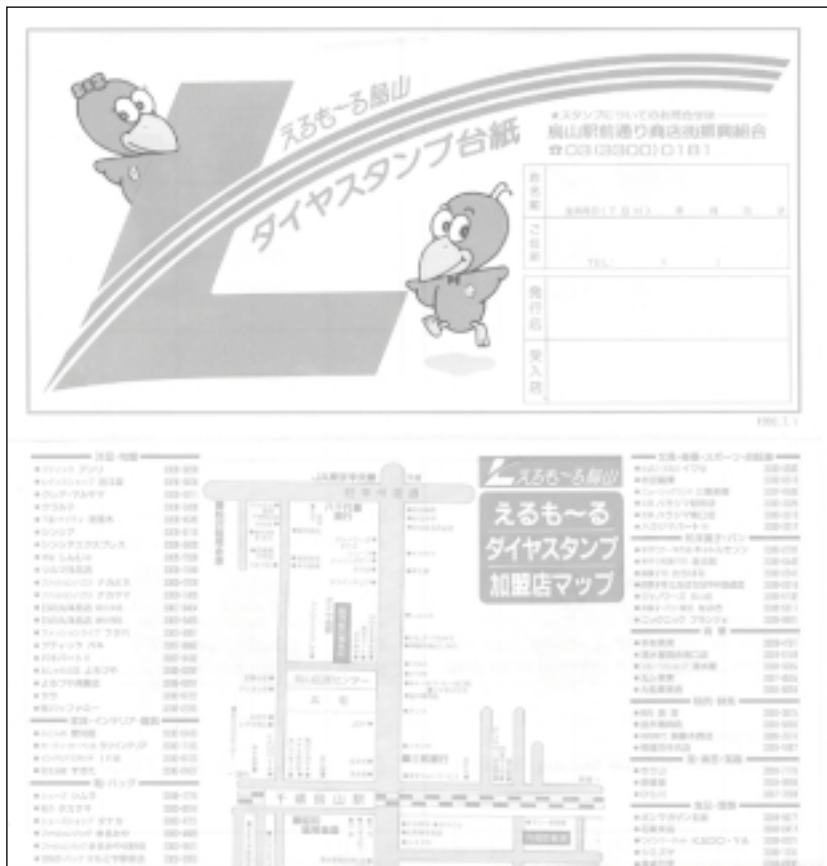
商店会等のスタンブ事業は、第5種事業のサービス業とされ、仕入率は50%。このため、スタンブ事業は原則課税としている商店会が一般的。

表3 基準期間の判定

(1) 個人事業者の場合			
事業期間	2003年 (前々年)	2004年 (前年)	2005年 (その年)
2005年の基準期間			
(2) 法人事業者の場合(3月期決算法人のケース)			
事業期間	2002年度 2002年4月1日～2003年3月31日 (前々年度)	2003年度 2003年4月1日～2004年3月31日 (前年度)	2004年度 2004年4月1日～2005年3月31日 (その年)
2004年の基準期間			

表4 業種別みなし仕入率

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、第一種以外のもの)
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給及び水道業をいい、第一種事業または第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいう。具体的には、飲食店、金融・保険業等が該当する。なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となる
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除く)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く



スタンプでもポイントカードでも、回収部分は預かり金として消費税の課税売り上げとせず、それを上回る部分を会の手数料として課税売り上げとして申告、それが地元税務署で認められている例がある。

写真上は鳥山駅前通り振組(課税事業者として発行時にスタンプ売り上げを全額課税売り上げとしている)のダイヤスタンプ台紙、同下は千歳船橋振組(現在は非課税事業者)のポイントカード



をし、申告・納税をする義務が生じる。届け出書類は税務署でもらえる。

課税対象としているが、消費者が使える額(満貼台紙・満点カードの利用額)とそれ以外の額を分け、消費者が使える分については、預かり金とし、それ以外の分を課税対象売り上げとして申告し、それが税務署で何年も認められている会が北海道や広島市である(5ページ右下の記事参照)。そうなること、年間2000万円以上の発行団体でも、免税事業者となる可能性が出てくる。

00円で購入しているという場合、会はスタンプ350枚を発行
加盟店は700円を払う
会は200円を課税売り上げと計上、500円は預かり金とする(非課税)スタンプについては税理士でもよく理解していない人も多いようなので、しっかり検討すべきだろう。

4・任意商店会も法人事業者
振興組合や協同組合ではない任意の商店会でも、消費税法第3条で「人格のない社団等は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。」とあり、法人事業者とみなされる。

5・スタンプは原則課税が一般的
消費税の計算方法には、原則課税(本則課税ともいう)と簡易課税の2種類があり、課税事業者はどちらかを選択して、税務署に届け出なければならぬ。

原則課税は、「課税売り上げの仮受消費税マイナス課税仕入れの仮払消費税」。

簡易課税は課税売り上げだけから消費税を計算するので、事務量は少ないが、スタンプ事業はサービス業で仕入れ率を50%とみなされるので原則課税が一般的。

6・税額60万円以下は年1回
申告・納税回数は、直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税含む)が60万円以下は年1回60万超から600万円は年2回、600万超から6000万円は年4回、6000万超12回。
申告・納税期間は、決算日(年2回以上は中間決算日から)から2カ月以内。

7・取引内訳の記帳等を正確に
消費税を徴収する場合、払う場合も消費税の明細を記帳し、請求書、領収書等の資料はきちんと作成・保存しておく。会が会員にスタンプを発行する時は、請求書・領収書に消費税の記入をしておくほうが、会員が記帳する時にわかりやすい(総額表示だけすれば、内訳は記入しなくてもいいことにはなっているが)。

8・法人税の申告問題
消費税を申告するということは、法人税についても申告する必要があるということである。従来、申告をしておらず、新たに課税事業者となりそうなる

*スタンプ350枚で満貼台紙となり、消費者は500円で使え、加盟店は7

任意団体の役員からは「これが問題」という声も出ている。

が普通なので、実質的な消費税負担はあまりないことになる。

預かり金分不課税の事例

手数料のみを課税対象に 預かり金は不課税扱い

北海道のオホーツクカード事業協組など

北海道知床の斜里町など5町の200店

弱で構成するオホーツクカード事業協同組

合では、1ポイント2円で加盟店に発行し

ているが、うち1円は事業運営費(手数料

料)、1円は消費者還元費(預かり金)と2

分して、消費税課税取引(仮受)は手数料

のみとして申告している。

一方、加盟店はポイント購入額2円全

額を販売促進費として計上、それで税務

署からクレームはないという。

また、広島県の広島シティカード事業

協同組合は、1ポイント1.5円で加盟店

に発行するうちの1円を預かり金、0.5

円を課税取引として申告しているという。

9・会の実質税負担は少ない？
会が加盟店にスタンプを発行する時に、発行額の消費税を仮受けし、加盟店から回収時には消費税を仮払いしたとすればプラスマイナスゼロとなり、そのほかに売り上げがないとすると支払消費税はゼロとなる。

消費者進呈分と加盟店購入額に差をつけた場合はその分も課税対象となるが、宣伝や印刷費、イベントなどの仮払い消費税もあるの

10・免税事業者も仕入れでは消費税を負担
消費税免税事業者も、仕入れその他の経費の大半に消費税を負担している。その分は売り上げに消費税を計上しない限りはカバーできない。今後は、消費税の増税も予想されるので、消費税を転嫁できないと粗利が大幅に減ることにかなりかねない。

「本記事は全振連等の消費税説明資料を参考にまとめたものです。各会でも十分に検討願います。ご意見・ご質問等ありましたらご連絡ください。(有)商店街情報センター・樋口泰雄」

コメント

1 課税事業者・A商店会の場合

[スタンプ発行額は、全額課税対象売り上げとし、発行時課税]

- 課税基準期間 02年4月～03年3月期
課税対象売上高 10,000,000円超(消費税抜き)
- 課税期間 04年4月～05年3月期
(以下は04年度の実績)
発行額 15,750,000円(消費税込)
その他の売り上げ 0円
回収額 9,000,000円(消費税込)
他の経費 5,250,000円(消費税込)

*課税基準期間(02年度)の課税対象売り上げが1,000万円を超えているので仮に04年度の課税対象売り上げが1,000万円以下でも消費税は申告・納税の義務がある

仮受消費税総額A 750,000円
・スタンプ発行仮受消費税 750,000円
(スタンプ本体発行額15,000,000円×5%)
(消費税込発行額=15,750,000円)
・その他の仮受消費税 0円

仮払消費税B 678,570円
・スタンプ回収仮払消費税 428,571円
(スタンプ本体回収額8,571,428円×5%)
(消費税込回収額9,000,000円)
・その他の経費仮払い消費税 249,999円
(4,999,999円×5%)
(消費税込その他の経費5,250,000円)

申告・納付消費税C(A-B) 71,430円

2 免税事業者・B商店会の場合

[スタンプ発行額は、手数料売り上げ(課税対象売り上げ)と預かり金(不課税)に分けて計算]

- 課税基準期間 02年4月～03年3月期
スタンプ預かり金 12,000,000円
スタンプ手数料 6,300,000円(消費税込み)
その他の売り上げ 0円

*課税基準期間(02年度)の課税対象売り上げ(スタンプ手数料+その他の売り上げ)が1,000万円以下なので04年度は免税事業者となる

*ただし、預かり金を課税対象売り上げとみなされると課税事業者となる

商店会等のスタンプ事業に係わる消費税の取り扱い

スタ研では昨年8月の全体会で、スタンプ事業等に詳しい貞光節生税理士を招き、スタンプに関する税制問題全般について講演していただいた。本号では4月から消費税法が改訂される折り、スタンプの消費税について貞光税理士の見解を抜粋した。

（文責、樋口泰雄）

【講演の骨子】

1. 商店会等のスタンプは物品切手扱いで不課税
2. 回収代金を上回る対価だけが課税対象
3. スタンプについて、消費税法では何もふれていないのに当局が課税とすること自体おかしい

【1】考察にあたっての確認

1. 前提の確認
スタンプ事業は以下の取引（名称は貞光氏が命名）から構成される。

（1）発行取引
スタンプ事業者（スタンプ発行商店会等。以下、会と略）から加盟店にスタンプを会員に発行し、会員からその対価（樋口注 事務経費やイベント経費等の業務費用上乘せしたもの）を徴収する。

（2）交付取引
会員は、顧客に物品等を販売、合わせてその価格に見合ったスタンプを無償譲渡する。

（3）回収取引

（4）購入取引

顧客は不特定多数の会員から譲り受けたスタンプを一定枚数とりまとめ、任意の会員の営業所に差し出し（回収取引）、対価に代えて物品等を購入する（購入取引）。

（5）精算取引

会員は顧客から回収したスタンプを、会に差し出し、（3）（4）の対価を得る。

* 樋口注 同じスタンプが、会が会員に発行する時は「業務費用上乘せスタンプ」となり、会員が顧客から回収したり、会で精算する時は「業務費用を引いた顧客譲渡スタンプ」となること

とが一般的。

2. 事業上の取引と消費税の取り扱いの確認

事業上のすべての取引は消費税法上、まず、消費税の対象取引Aと、対象とならない取引X（一般に不課税取引と呼ばれる）に区分される。

Aには、以下の4つの要件をすべて満たすことが必要とされる。

（1）資産の譲渡、貸付又は役務の提供（以下、「資産の譲渡等」という）を行う

* 物品切手の発行は物品の給付権を表彰する証書の発行行為で、資産の譲渡等には含まれない

（2）資産の譲渡等が事業として行われる

（3）資産の譲渡等が国内で行われる

（4）資産の譲渡等が対価を得て行われる

さらに4つの要件をかなえた対象取引は、課税取引と、政策上の配慮により消費税法上に列記されている非課税取引がある。

非課税取引の対象としては、有価証券・郵便切手類・印紙・物品切手等（2ページ表2参照）。

3. 現状の確認

スタンプ事業の消費税に関する取り扱い方法に係る税務当局の見解及び民間の一般論は、一貫した状況にある。発行取引、回収取引及び購入取引をそれぞれ課税取引と位置づけ、交付取引及び精算取引を不課税取引としている。

【2】考察

1. 発行取引が課税取引とされる理由

「会が会員にスタンプを発行する行為がなぜ課税行為なのか」ということ

とについて、国税当局は法律、施行規則、通達いずれにも説明していない。「大蔵財務協会」という団体の「消費税法基本通達逐条解説」（98年版）



の中で、国税庁消費税課長(当時)が書いた「トレーディングスタンプの取り扱い」だけ。

ここでは、「スタンプ等の発行業者等が他の事業者(会員)の求めに応じてスタンプ等を発行し、消費者等が当該他の事業者(会員)から無償で交付を受けた当該スタンプ等を、一定の枚数取りまとめ

て呈示した場合に一定の商品の引渡し又は役務の提供を行うという一連の行為は、当該他の事業者のために行う一種の販売促進活動であり、当該他の事業者に対する役務の提供に該当する」。商品券的な性格も持っているスタンプであろうがなからうが、そんなことも全部ひっくるめて、ひとつの販促活動を提供しているのだから、全部サービス業として捉え、全部課税ですよ、と言っている。

- これは違う。問題は、「一連の行為」といつから。
- (1) 「一連の行為」とは、
 - (1) スタンプを発行した
 - (2) そして無償で消費者に配った
 - (3) 消費者は一定枚数を取りまとめて会員のところに持ってきた
 - (4) それと交換に物品を渡した
 - (5) 会が会員からスタンプを回収する(換金する)

のことだが、会が「一連の行為」の全てに係わっているわけではない。会が係わっているのは、会員にスタンプを発行する行為と回収する行為だけであり、これは共通商品券の発行業務と違わない。つまり、スタンプの発行業務は消費税法上、不課税取引としか考えられない。

2・発行取引は不課税取引と課税取引からなる

スタンプの発行業務を課税取引と位置づけるなら、その理由は、「業務の一連性より、広範性」におくべきだ。会が発行、回収業務に限らず、多様な業務を行う。会はその多様な業務の原資として、スタンプ発行時にスタンプそのものの回収代金を上回る対価を收受する。この「回収代金を上回る対価」部分は、会員のための販促活動の対価なのでこの部分のみを課税取引とし、回収代金部分は不課税取引とするのが妥当である。

3・スタンプ「物品切手」発行時消費税不課税

消費税法の枠でいえば、「物」は「資産」あるいは「物品切手以外の資産」であり、「証し」は物品切手といえる。「物品切手」については、消費税法通達6-4-4で次のように定義されている。

「物品切手」とは、次のいずれにも該当する証書である。

- (1) 当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を約するものであること。
- (2) 給付請求権利者が当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたことによつて、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。

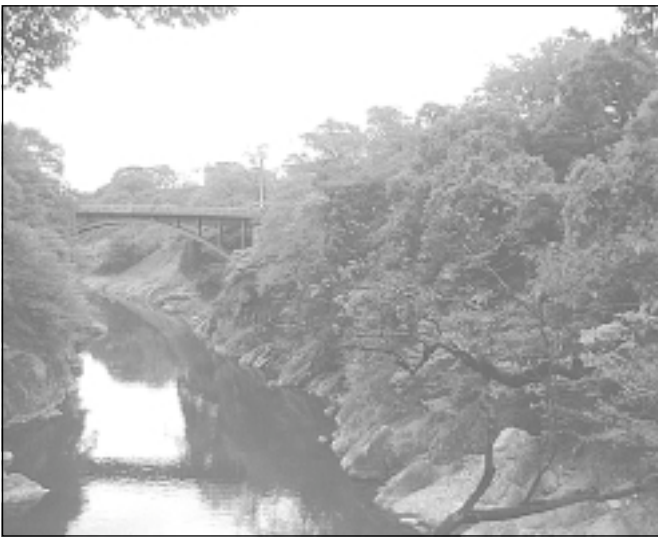
以上から、「交換により役割を果たす以外になんらの効益もないことが明らか」なスタンプは物品切手という物であるにすぎないことがいえる。

4・発行取引の峻別

「2」で述べた通り、「会が行うスタンプの発行業務は不課税取引と課税取引から成り立つ」とするのが妥当と思われるが、一括してその対価の授受がなされる以上、金額をどう区分するかという疑問が起こりうる。これは、そのスタンプの交換により「給付される物品等の取引に通常要する金額」(通達10-1-9)とすればよい。

* 樋口注 例えば、(1)会が会員にスタンプ350枚を700円で発行し、(2)それを会員からもらった消費者は、それで500円で物品等を購入し、(3)会員はそれを500円で会と換金するという場合、(1)の700円のうち、500円が不課税取引で、200円が課税取引とすればよい。

5・回収取引(顧客と会員)について 会は、精算取引において支払う対価をもって課税仕入としている現況がある。この取り扱いには間違いである。「精算取引は不課税取引」であり、この見解は当局も認めている。精算取引に、資産の譲渡等の存在をみつけられなか



紅葉のわたらせ渓谷
わきあいあいの食事風景



紅葉・美術館・食事を堪能

好評だったスタ研日帰り招待バス旅行

つたためではないか。
そこで、当局は「顧客」と会員が取引
当事者である回収取引を「スタンプ
事業者の課税仕入」とした。ここに大
きな無理がある。

なぜなら、ここでは「会員が資産（商
品）を顧客に譲渡する」ものだからだ。
冒頭の「前提の確認」で「店頭での取引」
を「回収取引」と「購入取引」に区分し
た意味はここにある。

【終わりに】
以上の見解に賛成の事業者は、「言
うことはわかった。だが現状でどう対

処するのか。スタンプ発行時の対価のう
ち回収代金を上回る対価のみを課税売り

上げとして消費税の申告をするの
か」という疑問をもたれるかもしれ
ない。
私の答は「YES」。なぜなら前述
したように、スタンプの発行が消費
税の課税取引という規定は消費税法
や省令のどこにもない。現在の消費
税の取り扱いには、「法的拘束力な
い通達の解説や見解」から醸成され

たものであり、それはおかしい。
商店会の皆さん、顧問の税理士さん
も交え、いまいちど、対応を考察して
いただきたい。
* 貞光氏は、未回収スタンプの問題
についても詳しく説明をされています
ので、各会の扱いなどと合わせ次号で
紹介します。

スタ研では、11月5日（水）に初
の合同招待バス旅行を実施した。
参加者は6商店会から約70名でバ
ス2台。中里通り振組18名、下高井
戸振組18名、祖師谷振組17名、祖師
谷南振組7名、喜多見振組6名。
バスは、下高井戸 中里、祖師谷
喜多見の2台に分かれて出発、イ
ンターで合流した。

紅葉のわたらせ渓谷を渓谷鉄道か
ら眺め、星野富広さんの作品を展示
している美術館での作品を鑑賞（星
野さんは障害のため口で筆をくわえ
て、詩を添えた絵を描く画家として
知られている）。

天候もまずまず、バラエティーに富
んだ楽しさを堪能したという。
実費は1人あたり9600円。各会
ではスタンプ5000円分程度で招待
した。
この企画は昨年6月頃から検討を開
始。初めてということ、告知期間も多
少少なかつたなどで、目標の70人分を
集めるのに事務局や担当の役員さんた
ちは苦労した。

「皆さんが頑張っていることがわか
っていたので何とか成功させようと当
組合でも協力、うちも妻が参加した」
という中里通りの徳世勇次郎さん、お
母さんを招待した祖師谷の上田雅典さ
んなどの尽力もあった。

スタンプ会計

スタンプ会計分科会

10月1日午後8時半から、しゃれなあと5階会議室で開催した。

参加は、中里通り振組の茂木理事長、徳世理事、三軒茶屋銀座振組の笠井理事(有)パルフレックスの岩切さん、荻野さんの計5名。
スタンプ未回収金の扱いなどについて意見交換をした。

実態調査

スタンプ実態調査始動！ 各会を訪問、生の声を聞きます

商店街のにぎわいづくり、個店の販

促につなげる一手段であるスタンプ事業をいかに充実させるか、という目的実現の一環として、スタ研では、加盟商店会のスタンプ&ポイントカード(以下、スタンプと略)事業実態調査を開始しました。

前は97年に、本紙編集の一環として区商連加盟全商店会を対象に、スタンプ事業実施の有無、実施している会のスタンプのシステムと実績などについて、郵送による調査を実施しました。

今回は郵送ではなく、スタ研加盟の商店会を直接訪問して、事業担当の役員さんらから、システムや発行回収状況のほか、どのような事業を実施しているか、それらの成果や課題はどうか、活用している個店の取り組み状

況、さらにはスタ研の事業や運営についての率直な声などをお聞きすることになっています。

その結果は報告書としてまとめて各会に配布するほか、報告会も開催することになっています。

調査では、スタンプの付加価値づくり、環境問題との連動、地域通貨的な活用による住民との連携づくり、消費者への浸透策、経理、加盟店のスタンプ活用意欲促進、さらには組織運営、業種構成、チェーン店との関係など、商店街そのものの課題も浮かびあがってくるかもしれません。
「報告書をつくって終わり」という

活用しよう！スタ研共同チケット

スタ研共同チケットは、電話一本でホテル飲食店や旅行、映画等のチケットやパンフなどを入手でき、支払いは消費者が使った後でよく、無駄がありません。交換する台紙冊数は各会が自由に決められるという便利な仕組みです。

チケットは、各単会で直接、注文することができですが、初めて注文する場合は必ずスタ研事務局へご連絡ください。また、現メニュー以外でもご希望があれば検討します。

* ホテル食事券は京王プラザ以外は改装などで中断中です。詳細は事務局へ。

ことではなく、各商店会・商店及びスタ研の今後の事業展開に少しでも役立つようにということで始めた事業です。

調査はスタ研の事務局を担当されている(有)パルフレックスさんに委託、既に調査活動を開始しています。ご期待ください。

スタ研MLへの加入申込は事務局へ

Eメールアドレスをお持ちの方に、スタ研メルマガリスト(ML)への加入をお勧めします。

入会金や会費などは不要です。商店会名と担当者名を送信してください。Eメールアドレスは

iwakiri@palflex.co.jp

ニュース・投稿歓迎

ニュース・話題がありましたら、本紙編集部、商店街情報センターまでご連絡ください。

連絡先は1頁題字横

『スタ研』バックナンバーはHPで

『スタ研』1号から最新号までの内容がHPからご覧いただけます。アンケートもここからご回答いただけます。

<http://www2d.biglobe.ne.jp/icc/setagaya/sutaken/sutaken01.html>



1日で満貼台紙768冊回収

立川市羽衣振組・狭山園

スタ研でもお馴染みの立川市の狭山園は、昨年12月27日のセールでスタンプ満貼台紙768冊を回収した。この日の売り上げは約167万円、客数は319人なので客単価は5000円ほど。お歳暮や年賀用などにお茶や海苔などをまとめ買いした人が多かった。

すこいのは同店の年間のスタンプ発行額が200万円ほどだが、回収はそれより多いこと。なぜか？ 興味を持たれた方は次のホームページ新着情報をご覧ください。

<http://www2d.biglobe.ne.jp/icc/>

この日集まった台紙の山を前にした池谷さんご夫婦

運営委員会報告

9月

日時 18日(木)午後8時半～10時半
場所 しゃれなあと5階会議室

出席 田中、上田、徳世、宍戸(三)、
岩切、松岡、樋口、旅行社1人(小田
急トラベル・橋本氏)

【議事】

1・スタ研日帰り招待バス旅行につい
て

・参加商店会の予定人数をチェック、
バス2台で実施することに。

・バスは、祖師谷と喜多見のお客さん
を乗せるコースと、中里、下高井戸の
お客さんに乗せる2コースとする。

・雨天決行。

2・今後のスタ研予定について

・10月末に運営委員会。

・10月20日 全体会 桜新町振組で、
商店街で取り組む環境問題等につい
て。

・11月26日 全体会 烏山駅前通り振
組で、地域通貨やスタンプ事業の近況
について(12月3日に変更)。

・スタンプ実態調査について(詳細は
9ページ)。

10月

日時 28日(火)午後8時半～10時半
場所 しゃれなあと5階会議室

出席 田中、徳世、上田、岩切

【議事】

1・スタ研日帰り招待バス旅行につい
て最終打ち合わせ

2・12月3日の全体会(烏山駅前通り)
について確認

12月

日時 17日(水)午後8時半～10時半
場所 しゃれなあと3階活動室

出席 田中、岩切、松岡、樋口

【議事】

1・スタ研調査事業について

2・今後の予定について

スタ研加盟商店会の実態調査と報告
会を年度内に実施することを再確認

1月

日時 16日(水)午後8時半～10時半
場所 しゃれなあと5階会議室

出席 田中、徳世、岩切、荻野、樋口

【議事】

1・スタ研調査事業について

・調査項目について詳細を決定。

2・今後の予定について

3月11日(木)に調査事業の報告会
を開催する。

全体会報告

10月

日時 20日(月)午後8時半～10時半
場所 桜新町振組2階会議室

出席 約20名(用賀振組5名、中里通
り振組3名など女性が12名、男性は6
名程度)

【議事】

商店街と環境問題について

桜新町振組の女性部が中心となつて

取り組んでいる環境対策事業を主に情

報交換。三軒茶屋を本拠とする、NP

Oえこひろばの三樹さん、立川市商連

女性部の池谷さんらも参加。

*詳細は次号で報告します



女性が多く参加した10月の全体会

12月

日時 3日(水)午後8時半～10時半
場所 烏山駅前通り振組ダイヤ会館4
階会議室

出席 12名(うち区内商店会からは烏

山駅前通り振組、下高井戸振組から各
3名、桜新町振組から1名の7名)。

【議事】

1・スクラム烏山とエコダイヤについて

2・情報交換

烏山駅前通り振組、下高井戸振組の

歳末企画、立川市羽衣振組・狭山園の

スタンプ回収作戦、NPOえこひろば

の地域通貨への取り組みなど。

烏山駅前通り振組の斉木事業部長、

下高井戸振組の芹沢さん、えこひろば

の多田さんの3名は初の全体会参加だ

ったが、今後は積極的に参加して勉強

したいということだった。

*詳細は次号で報告します



烏山駅前通り振組が用意してくれた軽食を
とりながらなごやかに情報交換(12月の全
体会)